

令和5年第3回定例会
議案等参考資料

1 議案第 4 号関係

おいらせ町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第33条 職員が、おいらせ町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成18年おいらせ町条例第33号)及び<u>おいらせ町教育委員会県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(令和5年おいらせ町教育委員会規則第 号)</u>の定めるところにより、職務に専念する義務の免除を受けようとする場合には、校長にかかわるものは教育長、その他の職員にかかわるものは校長の承認を受けなければならない。</p>	<p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第33条 職員が、おいらせ町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成18年おいらせ町条例第33号)の定めるところにより、職務に専念する義務の免除を受けようとする場合には、校長にかかわるものは教育長、その他の職員にかかわるものは校長の承認を受けなければならない。</p>

2 議案第 5 号関係

おいらせ教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p><u>おいらせ町個人情報保護法施行条例 (令和5年おいらせ町条例第1号)</u>の規定に基づくおいらせ町教育委員会が取り扱う個人情報の保護については、おいらせ町長が取り扱う個人情報の保護等に関する規則 (平成18年おいらせ町規則第13号) の例による。</p>	<p><u>おいらせ町個人情報保護条例 (平成18年おいらせ町条例第9号)</u>の規定に基づくおいらせ町教育委員会が取り扱う個人情報の保護については、おいらせ町長が取り扱う個人情報の保護等に関する規則 (平成18年おいらせ町規則第13号) の例による。</p>

3 議案第 6 号関係

おいらせ町民プール条例施行規則 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(休館日)</p> <p>第4条 町民プールの休館日は、<u>9月16日</u>から翌年<u>6月14日</u>までとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、これを<u>変更し、又は臨時に休館日とすることができる。</u></p> <p>(開館時間)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第6条 <u>条例第5条の規定による使用料の減免は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>町又は教育委員会が主催し、又は共催するスポーツ活動に利用する場合 使用料の全額</u></p> <p>(2) <u>町内の特定教育・保育施設、小学校、中学校が教育活動等を目的として利用する場合 使用料の全額</u></p> <p>(3) <u>その他教育長が特に適当であると認めた場合 教育長が定める額</u></p> <p>2 <u>前項の使用料の減免を受けようとする場合は、事前に教育委員会から、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>(利用許可の条件等)</p> <p>第7条 <u>条例第6条の規定により利用の許可に当たって条件を付す場合、並びに条例第8条の規定により利用の許可を取り消し、又は利用を停止させ、若しくは利用の条件を変更する場合は、理由を付して所長が申請者に通知しなければならない。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第8条 略</p>	<p>(休館日)</p> <p>第4条 町民プールの休館日は、<u>10月1日</u>から翌年<u>5月31日</u>までとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、これを<u>変更し、又は臨時に休館日とすることができる。</u></p> <p>(開館時間)</p> <p>第5条 略</p> <p>(利用許可の条件等)</p> <p>第6条 <u>条例第5条の規定により利用の許可に当たって条件を付す場合、並びに条例第7条の規定により利用の許可を取り消し、又は利用を停止させ、若しくは利用の条件を変更する場合は、理由を付して所長が申請者に通知しなければならない。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第7条 略</p>

4 議案第 8 号関係

(1) おいらせ町教育相談員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第34号。以下「勤務時間等条例」という。）第19条、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。）第31条の3、第32条第9項及びおいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例（平成18年おいらせ町条例第47号）第38条の2の規定により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員のうち<u>児童生徒及び保護者等からの教育に関する相談に携わる職員</u>（以下「教育相談員」という。）の任用、身分、職務及び報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任用)</p> <p>第2条 教育相談員は、その職務を適切に処理すると認められる者のうちから、試験又は選考の上、<u>教育委員会</u>が任用する。</p> <p>2～6 略</p> <p>(年間任用計画の提出)</p> <p>第3条 所属長は、翌年度の4月1日から3月31日までの間に教育相談員の任用を必要とする場合は、当該年度の12月20日までに年間任用計画書（様式第1号）を総務課及び財政管財課へ提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(勤務日数及び勤務時間)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 教育相談員の勤務の割り振りは、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までの時間のうち、勤務計画表（様式第2号）の時間とし、正午から午後1時までには休憩とする。また、土曜日及び日曜日は勤務を要しない日とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>(休暇等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 年次有給休暇の日数のうち、当該教育相談員の任用の日の属する会計年度中に与えられなかった日数（以下この項及び次項において「残日数」という。）があり、かつ、当該教育相談員が翌年度に引き続いて任用された場合は、残日数を翌年度に</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第34号）（以下「勤務時間等条例」という。）第19条、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号）（以下「給与条例」という。）第31条の3、第32条第9項及びおいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例（平成18年おいらせ町条例第47号）第38条の2の規定により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「教育相談員」という。）の任用、身分、職務及び報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任用)</p> <p>第2条 教育相談員は、その職務を適切に処理すると認められる者のうちから、試験又は選考の上、<u>任命権者</u>が任用する。</p> <p>2～6 略</p> <p>(年間任用計画の提出)</p> <p>第3条 所属長は、翌年度の4月1日から3月31日までの間に教育相談員の任用を必要とする場合は、当該年度の12月20日までに年間任用計画書（別記様式第1号）を総務課及び財政管財課へ提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(勤務日数及び勤務時間)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 教育相談員の勤務の割り振りは、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までの時間のうち、勤務計画表（別記様式第2号）の時間とし、正午から午後1時までには休憩とする。また、土曜日及び日曜日は勤務を要しない日とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>(休暇等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 年次有給休暇の日数のうち、当該教育相談員の任用の日の属する会計年度中に与えられなかった日数（以下この項および次項において「残日数」という。）があり、かつ、当該教育相談員が翌年度に引き続いて任用された場合は、残日数を翌年度に</p>

改正案	現行
<p>繰り越すことができる。ただし、繰り越された残日数は、再度繰り越すことはできない。</p>	<p>に繰り越すことができる。ただし、繰り越された残日数は、再度繰り越すことはできない。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>(教育相談員の報酬)</p>	<p>(教育相談員の報酬)</p>
<p>第7条 教育相談員の報酬の額は、<u>基準月額207,400円</u>に、第5条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)</p>	<p>第7条 教育相談員の報酬の額は、<u>基準月額204,000円</u>に、第5条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)</p>
<p>(勤務1時間当たりの報酬額)</p>	<p>(勤務1時間当たりの報酬額)</p>
<p>第9条 第13条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、第7条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を第5条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから毎年4月1日から3月31日までの間における祝日法による休日、<u>年末年始</u>の休日の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7.75を乗じて得た時間に第5条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。</p>	<p>第9条 第13条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、第7条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を第5条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから毎年4月1日から3月31日までの間における祝日法による休日<u>及び</u>年末年始の休日の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7.75を乗じて得た時間に第5条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(報酬の減額)</p>	<p>(報酬の減額)</p>
<p>第10条 教育相談員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日又は年末年始の休日である場合、有給の休暇による場合<u>及びその他教育委員会</u>が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。</p>	<p>第10条 教育相談員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日又は年末年始の休日である場合、有給の休暇による場合<u>その他任命権者</u>が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。</p>
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>
<p>(時間外労働報酬及び休日労働報酬の報酬額)</p>	<p>(時間外労働報酬及び休日労働報酬の報酬額)</p>
<p>第13条 略</p>	<p>第13条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 前2項の規定によるほか、教育相談員の時間外労働報酬、休日労働報酬の計算期間、支給日<u>及びその他の支給方法</u>については、それぞれ、常勤の職員の時間外勤務手当<u>及び休日勤務手当</u>の支給の例によるものとする。</p>	<p>3 前2項の規定によるほか、教育相談員の時間外労働報酬、休日労働報酬の計算期間、支給日<u>その他の支給方法</u>については、それぞれ、常勤の職員の時間外勤務手当、<u>休日勤務手当</u>の支給の例によるものとする。</p>

改正案

(営利企業への従事等の届出)

第18条 教育相談員は、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は事業若しくは事務に従事することにより報酬を得る場合は、教育委員会に対し、その概要を営利企業等従事届(様式第3号)により届け出なければならない。

2 教育委員会は、届出の内容を確認した上で、教育相談員の職務の執行に必要な範囲内で、必要な指示を行うことができる。

3 教育相談員は、営利企業等に従事することを辞めたときは、教育委員会に対し、速やかに営利企業等離職届(様式第4号)により届け出なければならない。

(人事評価の実施)

第20条 略

2 略

3 人事評価の基準及び方法に関する事項並びにその他人事評価に関し必要な事項は、常勤の職員の例による。

(その他)

第22条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

別表第3 (第6条関係)

Table with 5 columns: 区分, 事由, 期間, 単位, 有給無給の別. Rows include 特別休暇, 選挙等休暇, 証人等休暇, 骨髄移植休暇.

現行

(営利企業への従事等の届出)

第18条 教育相談員は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下「営利企業」という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は事業若しくは事務に従事することにより報酬を得る場合は、任命権者に対し、その概要を営利企業等従事届(別記様式第3号)により届け出なければならない。

2 任命権者は、届出の内容を確認した上で、教育相談員の職務の執行に必要な範囲内で、必要な指示を行うことができる。

3 教育相談員は、営利企業等に従事することをやめたときは、任命権者に対し、速やかに営利企業等離職届(別記様式第4号)により届け出なければならない。

(人事評価の実施)

第20条 略

2 略

3 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、常勤の職員の例による。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

別表第3 (第6条関係)

Table with 5 columns: 区分, 事由, 期間, 単位, 有給無給の別. Rows include 特別休暇, 選挙等休暇, 証人等休暇, 骨髄移植休暇.

改正案

現行

	<p>しくは末梢血を採取し、細末梢血の検査に提出し、その結果を基に、必要となる検査を定めることと認められる場合</p>				<p>は末梢血を採取し、細末梢血の検査に提出し、その結果を基に、必要となる検査を定めることと認められる場合</p>		
<p>待機休暇 (任用期間6 箇月以上の 教育相談員 が、6箇月 以上又は年 121日以上 の勤務を有 する教育相 談員に属す る。)</p>	<p>教育相談員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結ばれる行事等のため出勤しなことが相当であると認められる場合</p>	<p>結婚前5日から結婚後1年の期間内において連続する7日(その者の勤務時間考慮し、教育委員会が定める時間)の範囲内の期間(週休日等含む)結婚の日とは、結婚の届出をした場合のほか、事実上の婚姻関係に入った日又は結婚に伴い行われる結納式、新婚旅行等の旅行等を行った日のうちいずれか早い日を用いる。</p>	有給		<p>慶弔が結婚する場 合で、結納式、旅行 その他の結納に際し 必要となるため出 勤しなことが認め られる場合と認め られるとき</p>	<p>結婚前5日から結婚後1年の 期間内において連続する7日 (その者の勤務時間考慮し、 教育委員会が定める時間) の範囲内の期間(週休日等含 む)結婚の日とは、結婚の届出 をした場合のほか、事実上の婚 姻関係に入った日又は結納に 伴い行われる結納式、新婚旅 行等の旅行等を行った日のう ちいずれか早い日を用いる。</p>	
<p>出生サポート 休暇(任用期 間6箇月以上 の教育相談 員に属す。) で、3日以上の 勤務を有する 教育相談員 に属する。</p>	<p>教育相談員が不妊治療に際して、妊娠しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一年度の(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ)において5日(当該年度等が体外受精その他の教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合には、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない教育相談員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間)の範囲内の期間</p>	有給		<p>会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一年度の(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ)において5日(当該年度等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合には、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、町長が定める時間)の範囲内の期間</p>	有給
<p>産前休暇</p>	<p>8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である教育相談員が申し出た場合</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>	有給		<p>8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>	有給
<p>産後休暇</p>	<p>教育相談員が出産した場合</p>	<p>出産の日を翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した教育相談員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。)</p>	有給		<p>女性の会計年度任用職員が出産した場合</p>	<p>出産の日を翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。)</p>	有給
<p>配偶者出産 休暇(任用期 間6箇月以上 の教育相談 員に属する。 3日以上の勤 務を有する 教育相談員 に属する。)</p>	<p>教育相談員が妻(届出をしないが事実上の婚姻関係にある者を含む。)の出産に伴い出勤しなことが相当であると認められる場合</p>	<p>教育委員会が定める期間内における2日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない教育相談員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間)の範囲内の期間</p>	有給		<p>会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上の婚姻関係にある者を含む。)の出産に伴い出勤しなことが相当であると認められる場合</p>	<p>町長が定める期間内における2日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、町長が定める時間)の範囲内の時間</p>	有給
<p>育児休暇 (任用期間6 箇月以上の 教育相談員 に属する。3日 以上の勤務 を有する教 育相談員に 属する。)</p>	<p>生後満1年に達しない子を育てる教育相談員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間(男性教育相談員にあっては、その子の当該教育相談員以外の親が当該教育相談員がその子の休暇を使用しようとする日に占めるこの子の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>	有給		<p>生後満1年に達しない子を育てる職員の必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がその子の休暇を使用しようとする日に占めるこの子の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>	有給
<p>育児参加休 暇(任用期間 6箇月以上 の教育相談 員に属する。 3日以上の勤 務を有する 教育相談員 に属する。)</p>	<p>教育相談員が妻(届出をしないが事実上の婚姻関係にある者を含む。)が出産する場合で、その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(養育する教育相談員が、これらの子の養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合)</p>	<p>当該期間内における5日の範囲内の期間</p>	有給		<p>会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上の婚姻関係にある者を含む。)が出産する場合で、その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日の通院する日までの期間内において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合)</p>	<p>当該期間内における5日の範囲内の期間</p>	有給
<p>子の看護休 暇(任用期間 6箇月以上の 教育相談員 に属する。3日 以上の勤務 を有する教 育相談員に 属する。)</p>	<p>中学校卒業までの子(配偶者の子を含む)を養育する教育相談員が、その子の病状(傷病)が、その子の世話をしなことが困難であるため、またはその子の健康を回復させるために、その子の健康を回復させるため、看護を受けることと認められる場合</p>	<p>一の年において5日(中学校卒業までの子が2人である場合は、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間)の範囲内の期間</p>	無給		<p>中学校卒業までの子(配偶者の子を含む)を養育する職員の病状(傷病)が、その子の世話をしなことが困難であるため、またはその子の健康を回復させるため、看護を受けることと認められる場合</p>	<p>一の年において5日(中学校卒業までの子が2人である場合は、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間)の範囲内の期間</p>	無給
<p>短期介護休 暇(任用期間 6箇月以上の 教育相談員 に属する。3日 以上の勤務 を有する。年 121日以上の 勤務を有する 教育相談員 に属する。)</p>	<p>要介護者の介護、要介護者の通院等に伴い、要介護者が介護を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者必</p>	<p>一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日。その者の</p>			<p>要介護者の介護、要介護者の通院等に伴い、要介護者が介護を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者必</p>	<p>一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日。その者の</p>	

改正案

現行

<p>以上の勤務を有する教育相談員に限る。</p>	<p>要な世話をを行う教育相談員が、当該世話を有する期間が相当であると認められる場合</p>	<p>勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間の範囲内の期間</p>		<p>勤務を有する職員に限る。</p>	<p>要な世話を有する職員が、当該世話を有する期間が相当であると認められる場合</p>	<p>勤務時間を考慮し、任命権者が定める時間の範囲内の期間</p>																																																
<p>忌引休暇 (任用期間6箇月以上の教育相談員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談員に限る)</p>	<p>教育相談員の親族(次表の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、教育相談員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <table border="1" data-bbox="359 324 694 772"> <thead> <tr> <th>親族</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>配偶者</td><td>10日</td></tr> <tr><td>父母</td><td>7日</td></tr> <tr><td>祖父母</td><td>3日(特教育相談員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)</td></tr> <tr><td>孫</td><td>1日</td></tr> <tr><td>兄弟姉妹</td><td>3日</td></tr> <tr><td>おじ又はおば</td><td>1日(特教育相談員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)</td></tr> <tr><td>父母の配偶者又は配偶者の父母</td><td>3日(特教育相談員と生計を一にしていた場合にあつては、7日)</td></tr> <tr><td>子の配偶者又は配偶者の子</td><td>1日(特教育相談員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)</td></tr> <tr><td>祖父の配偶者又は配偶者の祖父</td><td>1日(特教育相談員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)</td></tr> <tr><td>兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹</td><td>1日</td></tr> <tr><td>おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば</td><td>1日</td></tr> </tbody> </table> <p>葬儀のため遠隔地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数</p>	親族	日数	配偶者	10日	父母	7日	祖父母	3日(特教育相談員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)	孫	1日	兄弟姉妹	3日	おじ又はおば	1日(特教育相談員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)	父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(特教育相談員と生計を一にしていた場合にあつては、7日)	子の配偶者又は配偶者の子	1日(特教育相談員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)	祖父の配偶者又は配偶者の祖父	1日(特教育相談員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日	おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日	<p>有給</p>		<p>忌引休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る)</p>	<p>職員の親族(次表の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p> <table border="1" data-bbox="997 324 1332 772"> <thead> <tr> <th>親族</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>配偶者</td><td>10日</td></tr> <tr><td>父母</td><td>7日</td></tr> <tr><td>祖父母</td><td>3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)</td></tr> <tr><td>孫</td><td>1日</td></tr> <tr><td>兄弟姉妹</td><td>3日</td></tr> <tr><td>おじ又はおば</td><td>1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)</td></tr> <tr><td>父母の配偶者又は配偶者の父母</td><td>3日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日)</td></tr> <tr><td>子の配偶者又は配偶者の子</td><td>1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)</td></tr> <tr><td>祖父の配偶者又は配偶者の祖父</td><td>1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)</td></tr> <tr><td>兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹</td><td>1日</td></tr> <tr><td>おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば</td><td>1日</td></tr> </tbody> </table> <p>葬儀のため遠隔地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数</p>	親族	日数	配偶者	10日	父母	7日	祖父母	3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)	孫	1日	兄弟姉妹	3日	おじ又はおば	1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)	父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日)	子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)	祖父の配偶者又は配偶者の祖父	1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日	おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日	<p>有給</p>
親族	日数																																																					
配偶者	10日																																																					
父母	7日																																																					
祖父母	3日(特教育相談員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)																																																					
孫	1日																																																					
兄弟姉妹	3日																																																					
おじ又はおば	1日(特教育相談員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)																																																					
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(特教育相談員と生計を一にしていた場合にあつては、7日)																																																					
子の配偶者又は配偶者の子	1日(特教育相談員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)																																																					
祖父の配偶者又は配偶者の祖父	1日(特教育相談員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)																																																					
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日																																																					
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日																																																					
親族	日数																																																					
配偶者	10日																																																					
父母	7日																																																					
祖父母	3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)																																																					
孫	1日																																																					
兄弟姉妹	3日																																																					
おじ又はおば	1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)																																																					
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日)																																																					
子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)																																																					
祖父の配偶者又は配偶者の祖父	1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)																																																					
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日																																																					
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日																																																					
<p>夏季休暇 (任用期間6箇月以上の教育相談員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談員に限る)</p>	<p>教育相談員が夏季における益等の諸行事、心身の健康の維持及び進歩又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一年度の6月から10月までの期間内における、週休日、時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する2日(その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間)の範囲内の期間ただし、分割して使用することができるものとする。</p>	<p>有給</p>	<p>夏季休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る)</p>	<p>職員が夏季における益等の諸行事、心身の健康の維持及び進歩又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一年度の6月から10月までの期間内における、週休日、時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する2日(その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定める時間)の範囲内の期間ただし、分割して使用することができるものとする。</p>	<p>有給</p>																																															
<p>現在居の滅失等の休暇</p>	<p>地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、教育相談員が勤務しないことが相当であると認められる場合 (1) 教育相談員の現在居が滅失し又は損壊した場合で、当該教育相談員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき (2) 教育相談員及び当該教育相談員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該教育相談員以外にそれらの確保を行うことができないとき</p>	<p>7日の範囲内の期間(週休日等勤務を要しない日を含む日数)</p>	<p>有給</p>	<p>現在居の滅失等の休暇</p>	<p>地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき (1) 職員の現在居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき (2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にそれらの確保を行うことができないとき</p>	<p>7日の範囲内の期間(週休日等勤務を要しない日を含む日数)</p>	<p>有給</p>																																															
<p>出勤困難休暇</p>	<p>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>	<p>有給</p>	<p>出勤困難休暇</p>	<p>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>	<p>有給</p>																																															
<p>通勤途上の危険回避休暇</p>	<p>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、教育相談員が通勤途上における身体の危険を回避するために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>	<p>有給</p>	<p>通勤途上の危険回避休暇</p>	<p>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が通勤途上における身体の危険を回避するために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>	<p>有給</p>																																															
<p>介護休暇</p>	<p>教育相談員が要介護者の介護をするため、一継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、93日を超えない範囲で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合で次のいずれにも該当するものに限る。 (1) 1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている教育相談員で1年間の勤務日が121日以上であるもの (2) 当該指定期間</p>	<p>指定期間内において必要と認められる期間 1日又は1時間ただし、1時間を単位とする場合は、1日を通じ、始業の時刻又は終業の時刻まで連続した4時間(当該休暇と要介護者を異にする介護時間の介護時間を受け勤務しない時間がある日については、当該4時間から介護時間の承認を受けて勤務しない</p>	<p>無給</p>	<p>介護休暇</p>	<p>職員が要介護者の介護をするため、一継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、93日を超えない範囲で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合で次のいずれにも該当するものに限る。 (1) 1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの (2) 当該指定期間</p>	<p>指定期間内において必要と認められる期間 1日又は1時間ただし、1時間を単位とする場合は、1日を通じ、始業の時刻又は終業の時刻まで連続した4時間(当該休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から介護時間の承認を受けて勤務しない</p>	<p>無給</p>																																															

改正案

現行

	の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までその任用期間が満了すること及び教育相が採用されることが明らかでないもの		時間を減じた時間の範囲内	
介護時間	教育相が要する介護者の状態に連続する3年の期間(当該介護者に係る期間を重複する期間を除く)内において1日の勤務しないうち1日以上の勤務日がある場合、1週間の勤務日以上又は週外勤務日数が定められている教育相が21日以上であるもの	当該連続する3年の期間において1日につき就業の時刻から就業の時刻まで連続した2時間(当該教育相が1日につき1日定められた勤務時間から5分を減じた時間)を超過する時間	30分ただし、1日業を連続し、又は連続した時刻から就業の時刻まで連続した2時間(育児休業法に規定する日により勤務しないうち1日以上の勤務日がある場合、1週間の勤務日以上又は週外勤務日数が定められている教育相が21日以上であるもの	無給

備考
1. 特別休暇の単位は、1日又は1時間とし、7時間をもって1日とする。

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第18条関係)

削除

様式第4号 (第18条関係)

削除

	の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までその任用期間が満了すること及び職員の引き継ぎが採用されないことが明らかでないもの		時間を減じた時間の範囲内	
介護時間	職員の要介護者となるため、一と連続する3年の期間(当該介護者に係る期間を重複する期間を除く)内において1日の勤務しないうち1日以上の勤務日がある場合、1週間の勤務日以上又は週外勤務日数が定められている職員の121日以上であるもの	当該連続する3年の期間において1日につき就業の時刻から就業の時刻まで連続した2時間(当該職員が1日につき1日定められた勤務時間から5分を減じた時間)を超過する時間	30分ただし、1日業を連続し、又は連続した時刻から就業の時刻まで連続した2時間(育児休業法に規定する日により勤務しないうち1日以上の勤務日がある場合、1週間の勤務日以上又は週外勤務日数が定められている職員の121日以上であるもの	

備考
1. 特別休暇の単位は、1日又は1時間とし、7時間をもって1日とする。

別記様式第1号 年間任用計画書 (第3条関係)

別記様式第2号 勤務計画表 (第5条関係)

別記様式第3号 営利企業等従事届 (第18条関係)

任命権者

別記様式第4号 営利企業等離職届 (第18条関係)

任命権者

(2) おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第34号。以下「勤務時間等条例」という。）第19条、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。）第31条の3、第32条第9項及びおいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例（平成18年おいらせ町条例第47号）第38条の2の規定により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員のうち教育上特別な支援を必要とする児童生徒に学習指導等の支援をする職員（以下「特別支援教育支援員」という。）の任用、身分、職務及び報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任用)</p> <p>第2条 特別支援教育支援員は、その職務を適切に処理しうると認められる者のうちから、試験又は選考の上、<u>教育委員会</u>が任用する。</p> <p>2～6 略</p> <p>(年間任用計画の提出)</p> <p>第3条 所属長は、翌年度の4月1日から3月31日までの間に特別支援教育支援員の任用を必要とする場合は、当該年度の12月20日までに年間任用計画書（様式第1号）を総務課及び財政管財課へ提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(勤務日数及び勤務時間)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特別支援教育支援員の勤務時間の割り振りは、月曜日から金曜日までの午前8時から午後4時30分まで時間のうち、勤務計画表（様式第2号）の時間とする。1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、45分の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。また、土曜日及び日曜日は勤務を要しない日とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 特別支援教育支援員が通勤をしたときは、常勤</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第34号）（以下「勤務時間等条例」という。）第19条、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号）（以下「給与条例」という。）第31条の3、第32条第9項及びおいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例（平成18年おいらせ町条例第47号）第38条の2の規定により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員のうち<u>特別支援教育支援員</u>（以下「特別支援教育支援員」という。）の任用、身分、職務及び報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任用)</p> <p>第2条 特別支援教育支援員は、その職務を適切に処理しうると認められる者のうちから、試験又は選考の上、<u>任命権者</u>が任用する。</p> <p>2～6 略</p> <p>(年間任用計画の承認)</p> <p>第3条 所属長は、翌年度の4月1日から3月31日までの間に特別支援教育支援員の任用を必要とする場合は、当該年度の12月20日までに年間任用計画書（別記様式第1号）を総務課及び財政管財課へ提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(勤務日数及び勤務時間)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特別支援教育支援員の勤務時間の割り振りは、月曜日から金曜日までの午前8時から午後4時30分まで時間のうち、勤務計画表（別記様式第2号）の時間とする。1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、45分の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。また、土曜日及び日曜日は勤務を要しない日とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 特別支援教育支援員が通勤をしたときは、常勤</p>

改正案	現行
<p>の職員の通勤手当の支給の例により通勤に係る費用弁償として支給する。(いずれも円未満は切捨てとする。以下この条において同じ。) この場合において、給与条例第15条第2項第2号及び第3号中「<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任用期間付短時間勤務職員</u>」とあるのは「特別支援教育支援員」と読み替えるものとする。</p> <p>3 時間額で報酬を定める特別支援教育支援員の通勤に係る費用弁償の支給については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。</p> <p>(1) 給与条例第15条第1項第1号に掲げる職員に相当する特別支援教育支援員</p> <p>ア 定期券によることが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 給与条例第15条第2項第1号の規定による通勤手当の額(最長支給単位期間を1月とする。)に相当する額</p> <p>イ 回数乗車券等を利用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等交替制勤務に従事する職員等の例による給与条例第15条第2項第1号の規定による通勤手当の額に相当する額を平均1箇月当たりの通勤所要回数で除して得た額にその月の通勤実績回数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>4～5 略</p> <p>(営利企業への従事等の届出)</p> <p>第16条 特別支援教育支援員は、<u>営利企業</u>を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は事業若しくは事務に従事することにより報酬を得る場合は、<u>教育委員会</u>に対し、その概要を営利企業等従事届(様式第3号)により届け出なければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、届出の内容を確認した上で、特別支援教育支援員の職務の執行に必要な範囲内で、必要な指示を行うことができる。</p> <p>3 特別支援教育支援員は、営利企業等に従事することを辞めたときは、<u>教育委員会</u>に対し、速やかに営利企業等離職届(様式第4号)により届け出なければならない。</p>	<p>の職員の通勤手当の支給の例により通勤に係る費用弁償として支給する。(いずれも円未満は切捨てとする。) この場合において、給与条例第15条第2項第2号及び第3号中「<u>再任用短時間勤務職員及び任用期間付短時間勤務職員</u>」とあるのは「特別支援教育支援員」と読み替えるものとする。</p> <p>3 時間額で報酬を定める特別支援教育支援員の通勤に係る費用弁償の支給については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。<u>(いずれも円未満は切捨てとする。)</u></p> <p>(1) 給与条例第15条第1項第1号に掲げる職員に相当する特別支援教育支援員</p> <p>ア 定期券によることが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 給与条例第15条第2項第1号の規定による通勤手当の額(最長支給単位期間を1箇月とする)に相当する額</p> <p>イ 回数乗車券等を利用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等交替制勤務に従事する職員等の例による給与条例第15条第2項第1号の規定による通勤手当の額に相当する額を平均1箇月当たりの通勤所要回数で除して得た額にその月の通勤実績回数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>4～5 略</p> <p>(営利企業への従事等の届出)</p> <p>第16条 特別支援教育支援員は、<u>商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業</u>(以下「<u>営利企業</u>」という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は事業若しくは事務に従事することにより報酬を得る場合は、<u>任命権者</u>に対し、その概要を営利企業等従事届(別記様式第3号)により届け出なければならない。</p> <p>2 <u>任命権者</u>は、届出の内容を確認した上で、特別支援教育支援員の職務の執行に必要な範囲内で、必要な指示を行うことができる。</p> <p>3 特別支援教育支援員は、営利企業等に従事することをやめたときは、<u>任命権者</u>に対し、速やかに営利企業等離職届(別記様式第4号)により届け出なければならない。</p>

改正案

現行

務を有する特別支援教育支援員に限る。	ては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間の範囲内の期間		
産前休暇	8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出生する予定である特別支援教育支援員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間	有給
産後休暇	特別支援教育支援員が出生した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した特別支援教育支援員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。)	有給
配偶者出産休暇(任用期間6箇月以上の特別支援教育支援員で週3日以上又は年121日以上又は年121日以上の勤務を有する特別支援教育支援員に限る。)	特別支援教育支援員が事実上の婚姻関係にある者を含む。)の出生に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	教育委員会が定める期間内における2日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない特別支援教育支援員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間の範囲内の期間)	有給
育児休暇(任用期間6箇月以上の特別支援教育支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する特別支援教育支援員に限る。)	生後満1年に達しない子を育てる特別支援教育支援員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間(男性の特別支援教育支援員にあっては、その子の当該特別支援教育支援員以外の親が当該特別支援教育支援員がこの子の休暇を使用しようとする日におけるこの子の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)	有給
育児参加休暇(任用期間6箇月以上の特別支援教育支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する特別支援教育支援員に限る。)	特別支援教育支援員の妻(届出をしないが事実上の婚姻関係にある者を含む。)が出生する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前産後1年を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の子の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する特別支援教育支援員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内の期間	有給
子の看護休暇(任用期間6箇月以上の特別支援教育支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する特別支援教育支援員に限る。)	中学校卒業までの子(配偶者の子を含む。)を養育する特別支援教育支援員が、その子の看護(疾病し、若しくは疾病にかかったその子の世話をしたり、その子の病の予防を図るためにその子に予防接種を受けさせること動務をしないことが相当であると認められる場合)	一の年において5日(中学校卒業までの子が2人以上の場合にあっては、10日。)(その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間の範囲内の期間)	無給
短期介護休暇(任用期間6箇月以上の特別支援教育支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する特別支援教育支援員に限る。)	要介護者の介護、要介護者の通院等の付添、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者が必要な世話をを行う特別支援教育支援員が、当該世話をすることが相当であると認められる場合	一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日。)(その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間の範囲内の期間)	有給
忌引休暇(任用期間6箇月以上の特別支援教育支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する特別支援教育支援員に限る。)	特別支援教育支援員の親族(次妻の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、特別支援教育支援員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	親族 日数 配偶者 10日 父母 7日 祖父母 3日(特別支援教育支援員が代親相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合においては、7日) 孫 1日 兄弟姉妹 3日 おじやおば 1日(特別支援教育支援員が代親相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合においては、7日)	有給

に限り)	者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間の範囲内の期間		
産前休暇	8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出生する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間	有給
産後休暇	女性の会計年度任用職員が出生した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。)	有給
配偶者出産休暇(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る。)	会計年度任用職員が事実上の婚姻関係にある者を含む。)の出生に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	町長が定める期間内における2日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間の範囲内の期間)	有給
育児休暇(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る。)	生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの子の休暇を使用しようとする日におけるこの子の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)	有給
育児参加休暇(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る。)	会計年度任用職員の妻(届出をしないが事実上の婚姻関係にある者を含む。)が出生する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前産後1年を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の子の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日の範囲内の期間	有給
子の看護休暇(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る。)	中学校卒業までの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(疾病し、若しくは疾病にかかったその子の世話をしたり、その子の病の予防を図るためにその子に予防接種を受けさせること動務をしないことが相当であると認められる場合)	一の年において5日(中学校卒業までの子が2人以上の場合にあっては、10日。)(その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間の範囲内の期間)	無給
短期介護休暇(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る。)	要介護者の介護、要介護者の通院等の付添、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者が必要な世話をを行う職員が、当該世話をすることが相当であると認められる場合	一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日。)(その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間の範囲内の期間)	有給
忌引休暇(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る。)	職員の親族(次妻の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族 日数 配偶者 10日 父母 7日 祖父母 3日(職員が代親相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合においては、7日) 孫 1日 兄弟姉妹 3日 おじやおば 1日(職員が代親相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合においては、7日)	有給

改正案

現行

改正案		現行							
	<p>にあっては、7日)</p> <p>父母の配偶者又は配偶者の父母 3日(特別支援教育支援員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)</p> <p>子の配偶者又は配偶者の子 1日(特別支援教育支援員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)</p> <p>祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 1日(特別支援教育支援員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)</p> <p>兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹</p> <p>おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば 1日</p> <p>葬儀のため遠隔地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数</p>				<p>日)</p> <p>父母の配偶者又は配偶者の父母 3日(配偶と生計を一にしていた場合にあっては、7日)</p> <p>子の配偶者又は配偶者の子 1日(配偶と生計を一にしていた場合にあっては、5日)</p> <p>祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 1日(配偶と生計を一にしていた場合にあっては、3日)</p> <p>兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹</p> <p>おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば 1日</p> <p>葬儀のため遠隔地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数</p>				
現住居の被災等の休暇	<p>地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、特別支援教育支援員が勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>(1) 特別支援教育支援員の現住居が被災し、又は損壊した場合で、当該特別支援教育支援員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>(2) 特別支援教育支援員及び当該特別支援教育支援員と同一の世帯に属する者の必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該特別支援教育支援員以外にそれらの確保を行うことができないとき。</p>	7日の範囲内の期間(週休日等勤務を要しない日を含む日数)	有給	現住居の被災等の休暇	<p>地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき</p> <p>(1) 職員の現住居が被災し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>(2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にそれらの確保を行うことができないとき。</p>	7日の範囲内の期間(週休日等勤務を要しない日を含む日数)	有給		
出勤困難休暇	<p>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>	必要と認められる期間	有給	出勤困難休暇	<p>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>	必要と認められる期間			
通勤途上の危険回避休暇	<p>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、特別支援教育支援員が通勤途上における身体の危険を回避するために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>			通勤途上の危険回避休暇	<p>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が通勤途上における身体の危険を回避するために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>				
介護休暇	<p>特別支援教育支援員が要介護者の介護をするため、一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、93日を超えない範囲で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当である場合も次で次のいずれにも該当するものに限る。</p> <p>(1) 1週間の勤務日数が3日以上又は週以外の期間によって勤務日数が定められている特別支援教育支援員で1年間の勤務日数が121日以上であるもの</p> <p>(2) 当該指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までその任用期間が満了すること及び特別支援教育支援員に引き続き採用されないことが明らかでないもの</p>	指定期間内において必要と認められる期間	1日又は1時間ただし、1時間を単位とする場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該休暇を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内	無給	介護休暇	<p>職員が要介護者の介護をするため、一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、93日を超えない範囲で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当である場合も次で次のいずれにも該当するものに限る。</p> <p>(1) 1週間の勤務日数が3日以上又は週以外の期間によって勤務日数が定められている職員で1年間の勤務日数が121日以上であるもの</p> <p>(2) 当該指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までその任用期間が満了すること及び職員に引き続き採用されないことが明らかでないもの</p>	指定期間内において必要と認められる期間	1日又は1時間ただし、1時間を単位とする場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該休暇を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内	無給
介護時間	<p>特別支援教育支援員が要介護者を介護するため、一の継続する状態ごとに、連続する3年の期において当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務</p>	当該連続する3年の期間内において1日につき始業又は終業の時刻まで連続した2時間(当該特別支援教育支援員について1日につき定められた勤務時間から	30分ただし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法に規定する部分休業による勤務しない時間がある日について	無給	介護時間	<p>職員が要介護者を介護するため、一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日数が3日以上又は</p>	当該連続する3年の期間内において1日につき始業又は終業の時刻まで連続した2時間(当該職員1日につき定められた勤務時間から	30分ただし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法に規定する部分休業による勤務しない時間がある日について	

改正案

現行

日が3日以上又は
週以外の期間に
よって勤務日が
定められている
特別支援教育支
援員が1年間の
勤務日である
21日以上である
もの

5時間45分を
減じた2時間
を下回る場合
は当該範囲を
減じた範囲と
認められる
時間

45分を減じた
2時間を超え
ない範囲とし
て勤務時間を
減じた範囲と
認められる
時間

当該連続した
2時間から当該
部分休業とし
ない範囲とし
て勤務時間を
減じた範囲と
認められる
時間

週以外の期間に
よって勤務日が
定められている
職員が1年間の
勤務日である
121日以上であ
るもの

減じた時間が
2時間を超え
ない範囲とし
て勤務時間を
減じた範囲と
認められる
時間

減じた時間が
2時間を超え
ない範囲とし
て勤務時間を
減じた範囲と
認められる
時間

当該連続した
2時間から当該
部分休業とし
ない範囲とし
て勤務時間を
減じた範囲と
認められる
時間

備考
1 特別休暇の単位は、1日又は1時間とする。
2 1日を単位として使用する場合は、勤務計画表にある1日の勤務時間をもって1日とする。

備考
1 特別休暇の単位は、1日又は1時間とする。
2 1日を単位として使用する場合は、勤務計画表にある1日の勤務時間をもって1日とする。

別表第4 (第7条関係)

職種	号給	基準月額	経験年数
特別支援教育支援員	1	150,100円	3月未満
	2	151,200円	3月以上6月未満
	3	152,400円	6月以上9月未満
	4	153,500円	9月以上12月未満
	5	154,600円	12月以上

別表第4 (第7条関係)

職種	号給	基準月額	経験年数
特別支援教育支援員	1	146,100	3月未満
	2	147,200	3月以上6月未満
	3	148,400	6月以上9月未満
	4	149,500	9月以上12月未満
	5	150,600	12月以上

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第16条関係)

削除

様式第4号 (第16条関係)

削除

様式第5号 (第18条関係)

様式第6号 (第18条関係)

別記様式第1号 年間任用計画書 (第3条関係)

別記様式第2号 勤務計画表 (第5条関係)

別記様式第3号 営利企業等従事届 (第16条関係)

任命権者

別記様式第4号 営利企業等離職届 (第16条関係)

任命権者

別記様式第5号 出勤簿 (第18条関係)

別記様式第6号 勤務状況報告書 (第18条関係)

(3) おいらせ町教育相談支援員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第34号。以下「勤務時間等条例」という。）第19条、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。）第31条の3、第32条第9項及びおいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例（平成18年おいらせ町条例第47号）第38条の2の規定により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員のうち教育上特別な支援を必要とする児童生徒に教育相談等の支援をする職員（以下「教育相談支援員」という。）の任用、身分、職務及び報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第34号）（以下「勤務時間等条例」という。）第19条、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号）（以下「給与条例」という。）第31条の3、第32条第9項及びおいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例（平成18年おいらせ町条例第47号）第38条の2の規定により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員のうち教育相談支援員（以下「教育相談支援員」という。）の任用、身分、職務及び報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(任用)</p>	<p>(任用)</p>
<p>第2条 教育相談支援員は、その職務を適切に処理しうると認められる者のうちから、試験又は選考の上、<u>教育委員会</u>が任用する。</p>	<p>第2条 教育相談支援員は、その職務を適切に処理しうると認められる者のうちから、試験又は選考の上、<u>任命権者</u>が任用する。</p>
<p>2～6 略</p>	<p>2～6 略</p>
<p>(年間任用計画の提出)</p>	<p>(年間任用計画の承認)</p>
<p>第3条 所属長は、翌年度の4月1日から3月31日までの間に教育相談支援員の任用を必要とする場合は、当該年度の12月20日までに年間任用計画書（様式第1号）を総務課及び財政管財課へ提出しなければならない。</p>	<p>第3条 所属長は、翌年度の4月1日から3月31日までの間に教育相談支援員の任用を必要とする場合は、当該年度の12月20日までに年間任用計画書（別記様式第1号）を総務課及び財政管財課へ提出しなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(勤務日数及び勤務時間)</p>	<p>(勤務日数及び勤務時間)</p>
<p>第5条 略</p>	<p>第5条 略</p>
<p>2 教育相談支援員の勤務時間の割り振りは、月曜日から金曜日までの午前8時から午後4時30分まで時間のうち、勤務計画表（様式第2号）の時間とする。1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、45分の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。また、土曜日及び日曜日は勤務を要しない日とする。</p>	<p>2 教育相談支援員の勤務時間の割り振りは、月曜日から金曜日までの午前8時から午後4時30分まで時間のうち、勤務計画表（別記様式第2号）の時間とする。1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、45分の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。また、土曜日及び日曜日は勤務を要しない日とする。</p>
<p>3～6 略</p>	<p>3～6 略</p>
<p>(休暇等)</p>	<p>(休暇等)</p>
<p>第6条 略</p>	<p>第6条 略</p>
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>
<p>5 年次有給休暇の日数のうち、当該教育相談支援</p>	<p>5 年次有給休暇の日数のうち、当該教育相談支援</p>

改正案	現行
<p>員の任用の日の属する会計年度中に与えられなかった日数（以下この項および次項において「残日数」という。）があり、かつ、当該教育相談支援員が翌年度に引き続いて任用された場合は、残日数を翌年度に繰り越すことができる。ただし、繰り越された残日数は、再度繰り越すことはできない。</p>	<p>員の任用の日の属する会計年度中に与えられなかった日数（以下この項および次項において「残日数」という。）があり、かつ、当該教育相談支援員が翌年度に引き続いて任用された場合は、残日数を翌年度に繰り越すことができる。ただし、繰り越された残日数は、再度繰り越すことはできない。年次有給休暇の日数のうち、当該教育相談支援員の任用の日の属する会計年度中に与えられなかった日数（以下この項および次項において「残日数」という。）があり、かつ、当該教育相談支援員が翌年度に引き続いて任用された場合は、残日数を翌年度に繰り越すことができる。ただし、繰り越された残日数は、再度繰り越すことはできない。</p>
<p>6 略 （教育相談支援員の報酬）</p>	<p>6 略 （教育相談支援員の報酬）</p>
<p>第7条 教育相談支援員の報酬は、時給<u>1, 117</u>円とする。</p>	<p>第7条 教育相談支援員の報酬は、時給<u>1, 090</u>円とする。</p>
<p>（費用弁償）</p>	<p>（費用弁償）</p>
<p>第12条 略</p>	<p>第12条 略</p>
<p>2 教育相談支援員の通勤に係る費用弁償の支給については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。（いずれも円未満は切捨てとする。）</p>	<p>2 教育相談支援員の通勤に係る費用弁償の支給については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。（いずれも円未満は切捨てとする。）</p>
<p>(1) 給与条例第15条第1項第1号に掲げる職員に相当する教育相談支援員</p>	<p>(1) 給与条例第15条第1項第1号に掲げる職員に相当する教育相談支援員</p>
<p>ア 定期券によることが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 給与条例第15条第2項第1号の規定による通勤手当の額（最長支給単位期間を<u>1月</u>とする。）に相当する額</p>	<p>ア 定期券によることが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 給与条例第15条第2項第1号の規定による通勤手当の額（最長支給単位期間を<u>1箇月</u>とする）に相当する額</p>
<p>イ 回数乗車券等を利用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等交替制勤務に従事する職員等の例による給与条例第15条第2項第1号の規定による通勤手当の額に相当する額を平均1箇月当たりの通勤所要回数で除して得た額にその月の通勤実績回数を乗じて得た額</p>	<p>イ 回数乗車券等を利用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等交替制勤務に従事する職員等の例による給与条例第15条第2項第1号の規定による通勤手当の額に相当する額を平均1箇月当たりの通勤所要回数で除して得た額にその月の通勤実績回数を乗じて得た額</p>
<p>(2)～(3) 略</p>	<p>(2)～(3) 略</p>
<p>3～4 略</p>	<p>3～4 略</p>
<p>（営利企業への従事等の届出）</p>	<p>（営利企業への従事等の届出）</p>
<p>第15条 教育相談支援員は、<u>営利企業</u>を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は事業若</p>	<p>第15条 教育相談支援員は、<u>商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業</u>（以下「<u>営利企業</u>」という。）を営むことを目的とする会社その他</p>

改正案

現行

しくは事務に従事することにより報酬を得る場合は、教育委員会に対し、その概要を営利企業等従事届（様式第3号）により届け出なければならない。

- 2 教育委員会は、届出の内容を確認した上で、教育相談支援員の職務の執行に必要な範囲内で、必要な指示を行うことができる。
- 3 教育相談支援員は、営利企業等に従事することを辞めたときは、教育委員会に対し、速やかに営利企業等離職届（様式第4号）により届け出なければならない。

（出勤簿及び勤務状況報告書の提出）

第17条 教育相談支援員は、当月の勤務が終了したときに、出勤簿（様式第5号）及び勤務状況報告書（様式第6号）により教育委員会に直ちに報告しなければならない。

（人事評価の実施）

第18条 略

- 2 略
- 3 人事評価の基準及び方法に関する事項並びにその他人事評価に関し必要な事項は、常勤の職員の例による。

（その他）

第20条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

別表第3（第6条関係）

区分	事由	期間	単位	有給無給の別	
特別休暇	生理休暇	生理日における腰痛、腰痛又は頭痛等で、勤務することが著しく困難であると教育相談支援員が申し出たもの	2日以内の期間。ただし、当該教育相談支援員の甲出により更に引き続き休暇を承認した場合にはその期間	1日又は1時間	無給
	選挙等休暇	教育相談支援員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間		有給
	証人等休暇	教育相談支援員が裁判員、証人、鑑定人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合			
	骨髄移植休暇	教育相談支援員が骨髄移植のためは末梢血幹細胞末梢血幹細胞の提供を希望者として登録の申請を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨			

の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は事業若しくは事務に従事することにより報酬を得る場合は、任命権者に対し、その概要を営利企業等従事届（別記様式第3号）により届け出なければならない。

- 2 任命権者は、届出の内容を確認した上で、教育相談支援員の職務の執行に必要な範囲内で、必要な指示を行うことができる。
- 3 教育相談支援員は、営利企業等に従事することをやめたときは、任命権者に対し、速やかに営利企業等離職届（別記様式第4号）により届け出なければならない。

（出勤簿及び日誌の提出）

第17条 教育相談支援員は、当月の勤務が終了したときに、出勤簿（別記様式第5号）及び日誌（別記様式第6号）により所属長に直ちに報告しなければならない。

（人事評価の実施）

第18条 略

- 2 略
- 3 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、常勤の職員の例による。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

別表第3（第6条関係）

区分	事由	期間	単位	有給無給の別	
特別休暇	生理休暇	生理日における腰痛、腰痛又は頭痛等で、勤務することが著しく困難であると女性職員が申し出たもの	2日以内の期間。ただし、当該女性職員の甲出により更に引き続き休暇を承認した場合にはその期間	1日又は1時間	無給
	選挙等休暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間		有給
	証人等休暇	職員が裁判員、証人、鑑定人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき			
	骨髄移植休暇	職員が骨髄移植のためは末梢血幹細胞末梢血幹細胞の提供を希望者として登録の申請を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨			

改正案

現行

<p>若しくは胎血の検査は必要ない得る場合</p>	<p>若しくは胎血の検査は必要ない得る場合</p>	<p>若しくは胎血の検査は必要ない得る場合</p>				<p>胎血検査は必要ない得る場合</p>		
<p>結婚休暇(任用期間6箇月以上の教育相談支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る)</p>	<p>結婚休暇(任用期間6箇月以上の教育相談支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る)</p>	<p>結婚前5日から結婚後1年の期間内において連続する7日(その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間の範囲内の期間(週休日等含む)結婚の日とは、婚姻の届出をした場合のほか、事実上の婚姻関係に入った日又は結婚に伴い行われる結納式、新婦旅行等の旅行等を行った日のうちいずれか早い日をいう。</p>	有給		<p>結婚休暇(任用期間6箇月以上の教育相談支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る)</p>	<p>職員が結婚する場面で、結納式、旅行その他の結納に必要と認められる行事等のため勤務を有する職員に限る</p>	<p>結婚前5日から結婚後1年の期間内において連続する7日(その者の勤務時間を考慮し、任命者が定める時間の範囲内の期間(週休日等含む)結婚の日とは、婚姻の届出をした場合のほか、事実上の婚姻関係に入った日又は結納に伴い行われる結納式、新婦旅行等の旅行等を行った日のうちいずれか早い日をいう。</p>	有給
<p>出生サポート休暇(任用期間6箇月以上の教育相談支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る)</p>	<p>出生サポート休暇(任用期間6箇月以上の教育相談支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る)</p>	<p>一年度の(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ)において5日(当該通院等が体外受精その他の教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合には、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない教育相談支援員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間の範囲内の期間)</p>	有給		<p>出生サポート(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る)</p>	<p>会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当である場合</p>	<p>一年度の(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ)において5日(当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合には、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間の範囲内の期間)</p>	有給
<p>産前休暇</p>	<p>産前休暇</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>	有給		<p>産前休暇</p>	<p>8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>	有給
<p>産後休暇</p>	<p>産後休暇</p>	<p>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した教育相談支援員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。)</p>	有給		<p>産後休暇</p>	<p>女性の会計年度任用職員が出産した場合</p>	<p>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。)</p>	有給
<p>配偶者出産休暇(任用期間6箇月以上の教育相談支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る)</p>	<p>配偶者出産休暇(任用期間6箇月以上の教育相談支援員が事実上の婚姻関係にある者を含む。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>教育委員会が定める期間内における2日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない教育相談支援員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間の範囲内の期間)</p>	有給		<p>配偶者出産休暇(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る)</p>	<p>会計年度任用職員が配偶者(届出をしない)が事実上の婚姻関係にある者を含む。)の出産に伴い勤務しないことが相当である場合</p>	<p>町長が定める期間内における2日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間の範囲内の期間)</p>	有給
<p>育児休暇(任用期間6箇月以上の教育相談支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る)</p>	<p>生後満1年に達しない子を育てる教育相談支援員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間(男性の教育相談支援員にあっては、その子の当該教育相談支援員以外の親が当該教育相談支援員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これを包含する)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分以内の期間を差引いた期間を超えない期間)</p>	有給		<p>育児休暇(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る)</p>	<p>生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これを包含する)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分以内の期間を差引いた期間を超えない期間)</p>	有給
<p>育児参加休暇(任用期間6箇月以上の教育相談支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る)</p>	<p>教育相談支援員の妻(届出をしない)が事実上の婚姻関係にある者を含む。)が出産する場合であつて、その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にあっては、当該出産に係る子又は小学校就学までの子(妻の子を含む。)を養育する教育相談支援員が、これらの子の養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>当該期間内における5日の範囲内の期間</p>	有給		<p>育児参加休暇(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る)</p>	<p>会計年度任用職員が妻(届出をしない)が事実上の婚姻関係にある者を含む。)が出産する場合であつて、その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にあっては、当該出産に係る子又は小学校就学までの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のために勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>当該期間内における5日の範囲内の期間</p>	有給
<p>子の看護休暇(任用期間6箇月以上の教育相談支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る)</p>	<p>中学校卒業までの子(配偶者の子を含む)を養育する教育相談支援員が、その子の看護(疾病にかかったその子の世話又は疾病にそなうための予防接種を受けさせること等)を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年において5日(中学校卒業までの子が2人以上の場合には、10日)(その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間の範囲内の期間)</p>	無給		<p>子の看護休暇(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る)</p>	<p>中学校卒業までの子(配偶者の子を含む)を養育する職員が、その子の看護(疾病にかかったその子の世話をし、その子の病にそなうための接産を受けさせること等)を行うため勤務しないことが認められる場合</p>	<p>一の年において5日(中学校卒業までの子が2人以上の場合には、10日)(その者の勤務時間を考慮し、任命者が定める時間の範囲内の期間)</p>	無給
<p>短期介護休暇(任用期間6箇月以上の教育相談支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る)</p>	<p>要介護者の介護、要介護者の通院等が介護サービス提供を受けるために必要</p>	<p>一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)(その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間の範囲内の期間)</p>	無給		<p>短期介護休暇(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る)</p>	<p>要介護者の介護、要介護者の通院等が介護サービス提供を受けるために必要</p>	<p>一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)(その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間の範囲内の期間)</p>	無給

改正案

現行

<p>週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る。</p>	<p>な手続きの代行その他の必要世話を有する者が、教育相談支援員が認められる場合</p>	<p>は10日、(その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める範囲内の期間)</p>		<p>又は年121日以上の勤務を有する職員に限る。</p>	<p>な手続きの代行その他の必要世話を有する者が、当該職員が認められる場合</p>	<p>は10日、(その者の勤務時間を考慮し、任命者が定める範囲内の期間)</p>																																																
<p>忌引休暇(任用期間6箇月以上の教育相談支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る。)</p>	<p>教育相談支援員の親族(次親の親族に当たる親族に限る。)が死亡した場合で、教育相談支援員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <table border="1" data-bbox="359 347 702 840"> <thead> <tr> <th>親族</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>父母</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>祖父母</td> <td>3日(教育相談支援員が代葬相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)</td> </tr> <tr> <td>孫</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>おじ又はおば</td> <td>1日(教育相談支援員が代葬相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)</td> </tr> <tr> <td>父母の配偶者又は配偶者の父母</td> <td>3日(教育相談支援員と生計を一にしていた場合にあつては、7日)</td> </tr> <tr> <td>子の配偶者又は配偶者の子</td> <td>1日(教育相談支援員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)</td> </tr> <tr> <td>祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母</td> <td>1日(教育相談支援員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹</td> <td></td> </tr> <tr> <td>おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>葬儀のため遠隔地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数</p>	親族	日数	配偶者	10日	父母	7日	祖父母	3日(教育相談支援員が代葬相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)	孫	1日	兄弟姉妹	3日	おじ又はおば	1日(教育相談支援員が代葬相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)	父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(教育相談支援員と生計を一にしていた場合にあつては、7日)	子の配偶者又は配偶者の子	1日(教育相談支援員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(教育相談支援員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹		おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日	<p>有給</p>	<p>忌引休暇(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る。)</p>	<p>親族の親族(次親の親族に当たる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p> <table border="1" data-bbox="901 347 1244 840"> <thead> <tr> <th>親族</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>父母</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>祖父母</td> <td>3日(職員が代葬相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)</td> </tr> <tr> <td>孫</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>おじ又はおば</td> <td>1日(職員が代葬相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)</td> </tr> <tr> <td>父母の配偶者又は配偶者の父母</td> <td>3日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日)</td> </tr> <tr> <td>子の配偶者又は配偶者の子</td> <td>1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)</td> </tr> <tr> <td>祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母</td> <td>1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹</td> <td></td> </tr> <tr> <td>おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>葬儀のため遠隔地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数</p>	親族	日数	配偶者	10日	父母	7日	祖父母	3日(職員が代葬相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)	孫	1日	兄弟姉妹	3日	おじ又はおば	1日(職員が代葬相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)	父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日)	子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹		おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日	<p>有給</p>	
親族	日数																																																					
配偶者	10日																																																					
父母	7日																																																					
祖父母	3日(教育相談支援員が代葬相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)																																																					
孫	1日																																																					
兄弟姉妹	3日																																																					
おじ又はおば	1日(教育相談支援員が代葬相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)																																																					
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(教育相談支援員と生計を一にしていた場合にあつては、7日)																																																					
子の配偶者又は配偶者の子	1日(教育相談支援員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)																																																					
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(教育相談支援員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)																																																					
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹																																																						
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日																																																					
親族	日数																																																					
配偶者	10日																																																					
父母	7日																																																					
祖父母	3日(職員が代葬相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)																																																					
孫	1日																																																					
兄弟姉妹	3日																																																					
おじ又はおば	1日(職員が代葬相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)																																																					
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日)																																																					
子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)																																																					
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)																																																					
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹																																																						
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日																																																					
<p>現住居の滅失等の休暇</p>	<p>地震、水害、火災その他の災害により、次にいずれかに該当する場合は、教育相談支援員が勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>(1) 現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該教育相談支援員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき</p> <p>(2) 教育相談支援員及び当該教育相談支援員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該教育相談支援員以外にそれらの確保を行うことができないとき</p>	<p>7日の範囲内の期間(週休日等勤務を要しない日を含む日数)</p>	<p>有給</p>	<p>現住居の滅失等の休暇</p>	<p>地震、水害、火災その他の災害により、次にいずれかに該当する場合は、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき</p> <p>(1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき</p> <p>(2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にそれらの確保を行うことができないとき</p>	<p>7日の範囲内の期間(週休日等勤務を要しない日を含む日数)</p>	<p>有給</p>																																															
<p>出勤困難休暇</p>	<p>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>	<p>有給</p>	<p>出勤困難休暇</p>	<p>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>	<p>有給</p>																																															
<p>運動場上の危険回避休暇</p>	<p>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、教育相談支援員が運動場上でおける身体の危険を回避するために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>	<p>有給</p>	<p>運動場上の危険回避休暇</p>	<p>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が運動場上でおける身体の危険を回避するために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>	<p>有給</p>																																															
<p>介護休暇</p>	<p>教育相談支援員が要介護者の介護をするため、一継続する状態ごとに、3回を数えず、かつ、93日を超えない範囲で指定する期間(以下「指定期間」といふ。)内に、かつ、勤務しないことが相当であると認められる場合で、当該指定期間(1) 1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務が定められている教育相談支援員で1年間の勤務日が121日以上であるもの(2) 当該指定期間の指定を希望する期間の初日か3日を経過する日から6月を経過</p>	<p>指定期間内において必要と認められる期間</p>	<p>1日又は1時間ただし、1時間を単位とする場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間と要介護者を要にする介護時間の合計を減じた時間範囲内</p>	<p>無給</p>	<p>職員が要介護者の介護をするため、一継続する状態ごとに、3回を数えず、かつ、93日を超えない範囲で指定する期間(以下「指定期間」といふ。)内において勤務しないことが相当であると認められず、れにも該当するものに限る。</p> <p>(1) 1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの</p> <p>(2) 当該指定期間の指定を希望する期間の初日か3日を経過する日から6月を経過</p>	<p>指定期間内において必要と認められる期間</p>	<p>1日又は1時間ただし、1時間を単位とする場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間と要介護者を要にする介護時間の合計を減じた時間範囲内</p>	<p>無給</p>																																														

改正案

現行

	する日までにその任用期間が満了すること及び教育相談支援員に引き継ぎ採用されないことが明らかでないもの			
介護時間	教育相談支援員が要介護者を介護するため、一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)の範囲内において1日の勤務時間の一部につき当該勤務時間と認められる場合、1週間の勤務日数が3日以上又は週以外の期間が定められている教育相談支援員が121日以上であるもの	当該継続する3年の期間内において1日につき就業の時刻に連続した2時間(当該教育相談支援員につき定められた勤務時間から5分を減じた時間を合じれば当該範囲を必要と認められる時間	30分ただし、1日業務の時刻から又は連続した時刻まで連続した2時間(育児休業に規定するにない日)に連続した2時間(当該勤務時間から5分を減じた時間を合じれば当該範囲を必要と認められる時間	無給

備考
1 特別休暇の単位は、1日又は1時間とする。
2 1日を単位として使用する場合は、勤務計画表にある1日の勤務時間をもって1日とする。

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第15条関係)

削除

様式第4号 (第15条関係)

削除

様式第5号 (第17条関係)

様式第6号 (第17条関係)

	する日までにその任用期間が満了すること及び引き継ぎ採用されないことが明らかでないもの			
介護時間	職域が要介護者を介護するため、一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき当該勤務時間と認められる場合、1週間の勤務日数が3日以上又は週以外の期間が定められている職域が121日以上であるもの	当該継続する3年の期間内において1日につき就業の時刻に連続した2時間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき当該勤務時間と認められる場合、1週間の勤務日数が3日以上又は週以外の期間が定められている職域が121日以上であるもの	30分ただし、1日業務の時刻から又は連続した時刻まで連続した2時間(育児休業に規定するにない日)に連続した2時間(当該勤務時間から5分を減じた時間を合じれば当該範囲を必要と認められる時間	

備考
1 特別休暇の単位は、1日又は1時間とする。
2 1日を単位として使用する場合は、勤務計画表にある1日の勤務時間をもって1日とする。

別記様式第1号 年間任用計画書 (第3条関係)

別記様式第2号 勤務計画表 (第5条関係)

別記様式第3号 営利企業等従事届 (第15条関係)

任命権者

別記様式第4号 営利企業等離職届 (第15条関係)

任命権者

別記様式第5号 出勤簿 (第17条関係)

別記様式第6号 日誌 (第17条関係)

5 議案第 10 号関係

おいらせ町通学路安全推進協議会設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会の構成員(以下「構成員」という。)は、次に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) 国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所</p> <p>(2) 青森県上北地域県民局地域整備部</p> <p>(3) 青森県三沢警察署</p> <p>(4) おいらせ町教育委員会学務課</p> <p>(5) おいらせ町地域整備課</p> <p>(6) おいらせ町まちづくり防災課</p> <p>(7) <u>おいらせ町各小中学校</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会の構成員(以下「構成員」という。)は、次に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) 国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所</p> <p>(2) 青森県上北地域県民局地域整備部</p> <p>(3) 青森県三沢警察署</p> <p>(4) おいらせ町教育委員会学務課</p> <p>(5) おいらせ町地域整備課</p> <p>(6) おいらせ町まちづくり防災課</p> <p>(7) <u>おいらせ町各小学校</u></p>

スポーツ賞 (個人)

【順不同、敬称略】

No.	氏名 (行政区)	所属	競技種目	大会及び成績	第3条 該当	審議会 結果
1	オクサワ ケンタ 奥沢 健太 (木内々)	十和田工業高等学 校 3年	ラグビー	令和4年度第18回全国高等学校合同 チームラグビーフットボール大会 U18 カップ 第3位	3ア	適当である
2	イチムラ アオイ 市村 あおい (染屋)	八戸工業高等学校 2年	ウエイトリフティング	令和4年度全国高等学校女子ウエイトリ フティング競技会 女子59kg級 スナッ チ競技 第8位	3ア	適当である
3	ムラサキ カホ 村崎 香穂 (一川目)	八戸学院光星高等 学校 3年	スケート	特別国民体育大会冬季大会スケート競 技会スピード競技 少年女子2000mリ レー 第3位	3ア	適当である
4	ナカムラ ケイコ 中村 恵子 (根岸)	町ボウリング協会	ボウリング	日本スポーツマスターズ2022岩手大会 全国大 会 団体第5位 日本スポーツマスターズ2022岩手大会 東北ブ ロック 4人チーム 優勝/個人 第5位 日本スポーツマスターズ2022岩手大会 青森予 選大会 個人 第2位 第42回東北シニアボウリング選手権大会 2人 チーム 優勝 /個人 準優勝 令和4年度青森県年齢別ボウリング選手権大会 個人 第3位	3ア	適当である

(趣旨)

第1条 この規則は、おいらせ町民及びおいらせ町出身者又はこれに準ずるもので、おいらせ町のスポーツの振興に著しく貢献したものと並びに各種大会において優秀な成績を収めたものを顕彰することに関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 体育功労賞
- (2) 指導者功労賞
- (3) スポーツ賞
- (4) 優秀選手賞
- (5) スポーツ奨励賞
- (6) 生涯スポーツ大賞
- (7) 生涯スポーツ奨励賞

(表彰授与基準)

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに掲げる基準に該当する個人又は団体（中学生以下の者を除く。）に対して行う。

- (1) 体育功労賞
 - ア おいらせ町のスポーツの振興に尽くし、その功績が特に優れているもの
- (2) 指導者功労賞
 - ア 多年にわたり、選手養成及び団体の体育指導に尽くしたもの
 - イ 学校体育指導の振興に尽くしたもの
- (3) スポーツ賞
 - ア 国民体育大会又は各種全国大会において、入賞以上の成績を収めたもの
 - イ アに準ずるもので、特にスポーツ賞を授与することが適当と認められたもの
- (4) 優秀選手賞
 - ア 各種全国大会に出場したもの
 - イ 各種東北大会に出場し、入賞以上の成績を収めたもの
 - ウ 各種県大会において優勝したもの
 - エ アからウまでに準ずるもので、特に優秀選手賞を授与することが適当と認められたもの
- (5) スポーツ奨励賞
 - ア 各種郡大会において優勝したもの
 - イ 県南大会（北奥羽大会を含む。）において優勝したもの
 - ウ ア又はイに準ずるもので、特にスポーツ奨励賞を授与することが適当と認められたもの

(6) 生涯スポーツ大賞

ア 各種県大会で代表となり東北大会又は、全国大会に出場したもの

イ 各種県大会において優勝したもの

ウ ア又はイに準ずるもので、特に生涯スポーツ大賞を授与することが適当と認められたもの

(7) 生涯スポーツ奨励賞

ア 各種郡大会において優勝したもの

イ 各種郡大会で代表となり各種県大会へ出場したもの

ウ ア又はイに準ずるもので、特に生涯スポーツ奨励賞を授与することが適当と認められたもの

(表彰者)

第4条 表彰は、おいらせ町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）がこれを行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、賞状及び記念品を授与して行う。

2 故人に対する表彰は、賞状及び記念品を遺族に対して授与することにより行う。

(推薦の方法)

第6条 各学校、体育関係団体及び選手の所属団体は、第3条各号のいずれかに該当するものがあるときは、おいらせ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に推薦するものとする。

2 前項の規定による推薦は、別に定める推薦書により行う。

(決定の方法)

第7条 前条第1項の規定により推薦されたものに係る被表彰者の決定は、おいらせ町体育・スポーツ賞等審議会の意見を聴いて教育委員会が行う。

(表彰の期日)

第8条 表彰は、毎年2月に行うものとする。ただし、特別の理由により他の時期に表彰することが適当と認められる場合は、その都度行う。

(その他)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成19年1月25日教委規則第1号）

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成21年7月1日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。